

札幌市証明等手数料条例（昭和21年条例第15号）新旧対照表

現 行					改 正 後					備 考
別表					別表					
番号	区分	単位	手数料の額	備考	番号	区分	単位	手数料の額	備考	
1 から33の 4 まで (省略)					1 から33の 4 まで (現行のとおり)					
33の 5	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び付表11の項から17の項までにおいて「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	1 件	付表11の項に定める額		33の 5	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び付表11の項から17の項までにおいて「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	1 件	付表11の項に定める額		法題名改正に伴う規定整備
(2) (省略)					(2) (現行のとおり)					
	(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）で定める軽微な変更 <del>に該当していることを証する書面（付表12の項において「軽微変更該当証明書」という。）の交付</del>	1 件	付表12の項に定める額			(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）で定める軽微な変更 <del>に該当していることを証する書面（付表12の項において「軽微変更該当証明書」という。）の交付</del>	1 件	付表12の項に定める額		省令題名改正に伴う規定整備
(4)から(8)まで (省略)					(4)から(8)まで (現行のとおり)					
34から40まで (省略)					34から40まで (現行のとおり)					

付表

番号	区分	手数料の額
1 から 6 まで (省略)		
7	別表33の 4の項第1 号に掲げる もの	(1)及び(2) (省略) (3) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額 ア 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、あらかじめ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）による審査を受けた場合 (ア)から(キ)まで (省略) イ 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、当該建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（ <u>エネルギー使用の合理化等に関する法律</u> 第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量が、当該一

付表

番号	区分	手数料の額
1 から 6 まで (現行のとおり)		
7	別表33の 4の項第1 号に掲げる もの	(1)及び(2) (現行のとおり) (3) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額 ア 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、あらかじめ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）による審査を受けた場合 (ア)から(キ)まで (現行のとおり) イ 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、当該建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（ <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u> （昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の実際の設計

法題名改正に伴う規定整備

法題名改正等に伴う規定整備

次エネルギー消費量モデル建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量を超えないことを確認する方法（以下「モデル建物法」という。）により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア)から(キ)まで (省略)

ウ (省略)

(4)から(6)まで (省略)

8から17まで (省略)

仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量を超えないことを確認する方法（以下「モデル建物法」という。）により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア)から(キ)まで (現行のとおり)

ウ (現行のとおり)

(4)から(6)まで (現行のとおり)

8から17まで (現行のとおり)